

# 石畑保育園 民間委託へ 指定管理者 を決定



## 3 法人の評価結果 (6名による5段階評定・30点満点)

評定項目	武蔵村山育成会	A法人	B法人
1 運営に当たったの経営方針	25	24	20
2 安全・安心面からの管理運営の 具体策などの特徴的な取組み	25	22	20
3 施設の管理	23	22	20
4 施設の運営	24	23	20
5 個人情報保護措置	21	22	20
6 緊急時対応	24	23	19
7 町の産業振興及び社会福祉に対 しての取組み	22	20	20
8 施設収入・支出合計	23	23	20
9 団体の理念	23	23	19
10 その他 (現在運営している類似 施設等)	23	21	21
合計評点	233	223	199



10月に行われた石畑保育園運動会

平成19年第3回定例会は9月6日から27日まで、会期22日間で開催されました。今回の定例会では、18年度各会計の決算認定、教育委員会委員の任命など、合わせて29件の町長提出議案と、「後期高齢者医療制度の適切な運用と国庫負担の拡充を求める意見書」など2件の議員提出議案を審議しました。

町立石畑保育園の指定管理者※を指定する議案が提出されました。

指定管理者の選定については、町の行った公募に対し、3法人から届出があり、町職員、有識者による指定管理者選定委員会で評定を行いました。その結果、武蔵村山市で2つの保育園を運営している「社会福祉法人武蔵村山育成会」が最も適しているとの報告があり、採決の結果、賛成多数で可決されました。

なお、指定する期間については、20年4月1日から25年3月31日までの5年間です。

各議員の賛否は11ページに記載

### ※指定管理者制度

公共施設の管理運営を民間企業やNPO法人などが行う制度。利用者へのサービス向上と経費の削減を図ることを目的とする。

## 議員からの質疑(抜粋)

**Q** 指定管理者制度になり、保育の質は低下しないのか。

**A** 職員数に関しては、国基準・都加算等をもとに算出するので今までと変わることは無い。また、現在、石畑保育園にいる嘱託保育士についても、新しい法人になるべく多く雇用してもらい、園児に負担のかからないよう要望している。

**Q** 指定管理者となった時、保育の責任の所在は。また、保育内容が充実するよう十分精査する考えがあるか。

**A** あくまで町立保育園であり、保育の責任は当然町である。保育内容については、定員も増やすので保育サービスの拡充につながると思う。また、むさしの保育園と石畑保育園の町立2園を別々の法人に運営を委ねる事によって、お互い良きライバルとして、より良い保育サービスの提供につながるものと確信している。